諮問庁:国土交通大臣

諮問日:平成28年11月8日(平成28年(行情)諮問第671号)

答申日:平成30年7月11日(平成30年度(行情)答申第167号)

事件名:特定の島式ホーム等の設置に関する特定市との交渉経過等に係る文書

の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度に計画中の新潟駅前東大通の国道上に新潟市が設置する 島式ホームと専用レーンに関する、新潟市との交渉経過並びに今後の対応 策に関係する一切の公文書」(以下「本件対象文書」という。)につき、 その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとし ている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月27日付け国北整総情第273号により、北陸地方整備局長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

当事業は、新潟駅前の新潟市東大通の国が管理している国道上に、新 潟市が国道の真ん中にBRT連節バスの停留所と専用走行レーンを設置 する事業で、新潟市の28年度当初予算で予算付け(9,600百万円) されており、道路管理者である国土交通省北陸地方整備局と協議が確定 しておると推定できる。

かかる事業を推し進めるならば、交通安全対策の面から考えても大変 危険極まりないものがあり、交通弱者の老人並びに幼児が危険な道路を 横断しなければならず、BRT連節バスの停留所とバス専用レーンを設 置することにより、一般車両の走行スペースが減少し交通が大混乱とな ると共に、駅前通りの樹木を伐採して緑が失われてしまいます。

しかしながら、処分庁は「法5条5号」により、平成28年7月27日付け行政文書の公開を「法9条2項」に基づき開示しなかった。

原処分は、情報公開により憲法に保障された「国民の知る権利」を否 定するものであり、当情報公開を「法5条5号」を理由として不開示と したことは、社会通念上は許されない法律行為であるので、不開示の取 消しを求める。

(2) 意見書

新潟駅東大通2の国が管理している国道上に、新潟市が民意を無視し国道の真ん中にBRT連節バスの停留所(島式ホーム)並びに専用走行レーンを設置する計画は「平成27年9月25日」の新潟市長の定例記者会見で平成28年度中に社会実験を行うことが発表されており、それに合わせて行政当局(新潟市)も処分庁と平成27年12月1日から幾度となく協議を重ねて参りました。(別紙参照→新潟市提供(略))

当事業は市民の命に関わる「交通安全」の観点から市民の反対の声が強く、特に交通弱者の老人や子供並びに障害者を蔑ろにする悪徳事業です。

審査請求人も地方議会の議員を奉職した一人として、「なぜ、どうして」処分庁が該当国道を新潟市に対し道路占用許可をしたのか理解に苦しむものがあります。(道路占用許可書等参照(略))

結局当社会実験事業は、予想通り現場に交通渋滞と大混乱をもたらし、 市民から大顰蹙を買い、市民は交通渋滞と交通混乱の社会実験で、費用 対効果はゼロの事業であったと揶揄されています。

審査請求人は、このような事態を事前に回避できればとの思いから処分庁に対し、法に基づき「平成28年度に計画中の新潟駅前東大通の国道上に新潟市が設置する島式ホームと専用走行レーンに関する新潟市との交渉経過並びに今後の対応策に関係する一切の公文書」の開示を求めるも、処分庁は法5条5号を理由に全面不開示決定としました。(国北整総情第273号)

全面不開示決定は「国民の知る権利」を妨害し、マクロに考えれば公 共の福祉(交通安全)を真っ向から否定する反社会的解釈です。

現在、東京都で起きている特定の問題も全て情報の隠匿が起こした事件であります。

今般の情報全面不開示決定は、上記事件に類似するところが多々あり、 将来に必ずや汚点を残すことになりますゆえに、貴情報公開・個人情報 保護審査会が正しい判断をされることを確信しております。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求について

ア 審査請求人は、処分庁に対して、法に基づき、「平成28年度に計画中の新潟駅前東大通の国道上に新潟市が設置する島式ホームと専用レーンに関する新潟市との交渉経過並びに今後の対応策に関係する一切の公文書」の開示を求めたものである。

- イ 処分庁は、法5条5号を理由に不開示決定(原処分)を行った。
- ウ 審査請求人は、諮問庁に対し、原処分の取消しを求める審査請求を 提起した。

(2)審査請求人の主張について

新潟駅前の新潟市大通りの国が管理している国道上に、新潟市が国道の真ん中にBRT連節バスの停留所と専用走行レーンを設置する事業を推し進めるならば、交通安全対策の面から考えても大変危険極まりないものであり、交通弱者の老人並びに幼児が危険な道路を横断しなければならず、BRT連節バスの停留所とバス専用レーンを設置することにより、一般車両の走行スペースが減少し交通が大混乱となるとともに、駅前通りの樹木を伐採して緑が失われてしまう。

原処分は、憲法で保障された国民の知る権利を否定するものであり、 法 5 条 5 号を理由に不開示としたことは、社会通念上許されない行為で あるので、不開示の取消しを求める。

(3) 事業内容について

「多くのバス路線がまちなかで重複していた区間を, BRTの導入により集約・効率化し, それにより生じた余力(車両や運転手)を郊外に投資し,郊外路線の増便や路線の新設を含めたバス路線の再編を行うことで,将来にわたって持続可能な公共交通体系を目指す」として,新潟市が新バスシステムを構築,平成27年9月5日より第1期BRT運行区間である新潟駅前~青山間で開業された。

新潟市は第1期BRT運行区間について、定時性、速達性など向上のために、新潟駅~古町間で道路中央部への島式ホームと専用レーンの設置を計画しており、平成27年9月25日には新潟市長が定例会見にて、平成28年度中に社会実験を行うことが発表された。

(4) 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、原処分の妥当性を 検討する。

- ア 審査請求人から請求のあった平成28年6月27日時点で開示対象 となる資料は、平成28年度中に予定されている島式ホーム及び専用 レーンの設置に関する社会実験の実施に向けた、新潟市との交渉経過 並びに今後の対応策に関する公文書であった。
- イ 請求がなされた平成28年6月27日時点では、社会実験の具体的な実施時期が未定であり、社会実験の計画については、新潟市が関係機関に意見を求める協議・検討段階の扱いであったため、法5条5号「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が

不当に損なわれるおそれ,不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ 又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあ るもの」に該当するため不開示とした処分庁の判断は妥当であると考 える。

ウ なお、開示請求時において社会実験の計画が協議・検討段階である 以上、計画の内容についてはその後の検討の進捗により流動的に変わ る可能性があったため、部分的な情報だとしても開示を行うべきでは ないと考える。

(5)結論

以上を踏まえ、諮問庁としては、全部不開示とした原処分は妥当であると考える。

2 補充理由説明書

平成28年7月27日付け国北整総情第273号により不開示とした原処分について、先に行政文書不開示決定通知書において不開示理由を説明したところであるが、今回、諮問庁において不開示部分及び不開示理由について再検討した結果、下記(2)に掲げる部分については、なお不開示を維持することとするが、その余の部分については不開示情報に該当しないと判断したので、開示することとする。

- (1)本件対象文書である平成28年度に計画中の新潟駅前大通の国道上に 新潟市が設置する島式ホームと専用レーンに関する,新潟市との交渉経 過並びに今後の対応策に関係する一切の公文書には,別紙1に掲げる1 0種類がある。
- (2) 不開示を維持する部分及びその理由は、別紙2のとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年11月8日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年12月5日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 同日 審議

⑤ 同月19日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 平成30年5月22日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑦ 同年6月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑧ 同年7月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その全部を法5条5号に該当するとして不開示とする決定(原処分)を行 ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、補充理由説明書において、別紙1に掲げる文書 1 ないし文書 1 0 を本件対象文書として明示し、そのうち、別紙2の「不開示維持部分」欄に掲げる部分(以下「不開示維持部分」という。)については、それぞれ法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして、なお不開示を維持するが、その余の部分については不開示情報に該当しないと判断して、開示するとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、不開示維持部分は、文書1ないし文書5及び文書7に記載されている一部の役職名及び氏名(以下「不開示維持部分1」という。)、文書1に記載されている印影(以下「不開示維持部分2」という。)並びに文書5及び文書6に記載されているメールアドレス(以下「不開示維持部分3」という。)であると認められる。

- (1) 不開示維持部分1について
 - ア 諮問庁は、当該不開示部分について、以下のとおり説明する。

当該不開示部分に記載されている役職名及び氏名は、民間法人に所属する特定の個人を示す情報であり、「個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(法5条1号)であり、同号ただし書に該当する事情は見当たらないことから、同号に該当する。

イ 以下、検討する。

- (ア)文書1ないし文書5及び文書7は、平成28年度に計画中の新潟 駅前東大通の国道上に新潟市が設置する島式ホームと専用レーン (以下「BRT専用走行路」という。)及びBRT専用走行路社会 実験実施に向けた検討会等に関する打合せ記録簿及び資料であると 認められる。
- (イ) 当該不開示部分は、当該各文書に記載された特定法人Aに所属する個人の役職名及び氏名であることから、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないとする諮問庁の上記アの説明を覆すべき事情も存しない。

また、当該情報は、個人識別部分であることから、法 6 条 2 項の部分開示の余地はない。

- (ウ) したがって、不開示維持部分1は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (2) 不開示維持部分2について

- ア 諮問庁は、当該不開示部分について、民間法人代表者の印影であり、 これを公にした場合、当該印影が偽造等により悪用され、当該法人の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨説明す る。
- イ 当該不開示部分は、文書1に記載された特定法人Bないし特定法人 Dの各代表者の印影であると認められる。

これを公にした場合、当該印影が偽造等により悪用され、当該法人 の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする 諮問庁の上記アの説明は否定し難い。

- ウ したがって、不開示維持部分2は、法5条2号イに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。
- (3) 不開示維持部分3について
 - ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分について確認させたところ、諮問庁は、当該不開示部分に記載されているメールアドレスは、新潟市担当者のメールアドレスであり、当該メールアドレスは公にされておらず、公にした場合、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量・無差別に送信され、当該地方公共団体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する旨説明する。
 - イ 上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。
 - (ア)文書6は、新潟市から国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所 長宛てに発出された、BRT専用走行路に関する検討会の開催通知 及び同検討会に対する同事務所長からの意見書提出文書であると認 められる。
 - (イ) 不開示維持部分3は、当該各文書に記載された、新潟市担当者の メールアドレスであることが認められる。

当該メールアドレスを公にすると、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量・無差別に送信され、当該地方公共団体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記アの説明は否定し難い。

- (ウ) したがって、不開示維持部分3は、法5条6号柱書きに該当し、 不開示としたことは妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ及び6

号柱書きに該当するとしてなお不開示としている部分は、同条1号、2号 イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当 であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

別紙1(本件対象文書)

- 文書1 第9回 BRT走行空間検討ワーキング
- 文書 2 BRT専用走行路社会実験実施に向けた勉強会(仮称)
- 文書3 第2回 BRT専用走行路社会実験実施に向けた勉強会(仮称)
- 文書4 第3回 BRTに関する社会実験実施に向けた検討会
- 文書 5 第 4 回 BRTに関する社会実験実施に向けた検討会
- 文書 6 第1回 BRT走行空間検討会の開催について(依頼)
- 文書7 第5回 BRTに関する社会実験実施に向けた検討会
- 文書 8 新潟市との打合せ資料(「路上バス停設置に係る社会実験計画書 (案)」及び「専用走行路設置区間における車線の制限運用社会実 験実施計画書(案)」)
- 文書9 第6回 BRTに関する社会実験実施に向けた検討会
- 文書 1 0 新潟市との打合せ資料(「東大通交差点~流作場五差路交差点間の 安全確保対策(案)」)

別紙2 (不開示維持部分及び不開示理由)

777/120 - (不開示維持部分不開示建品	不開示理由
文書 1	参考資料3に記載されている印	記載されている印影は、民間法人
人百一	参与具件のに配戦されている中 影	の代表者の印影であり、これを公
	京ン 	の代表者の印象であり,これを公 にした場合, 当該印影が偽造等
		により悪用されるおそれがある
		ことから、「公にすることによ
		り、当該法人等又は当該個人の権
		利,競争上の地位その他正当な利
		益を害するおそれがあるもの」
		(法5条2号イ)に該当する。
	打合せ記録簿に記載されている	記載されている役職名及び氏名
	一部の役職及び氏名 	は、民間法人に所属する特定の
		個人を示す情報であり、「個人
		に関する情報(中略)であっ
		て、当該情報に含まれる氏名、
		生年月日その他の記述等により
		特定の個人を識別することがで
		きるもの」(法 5 条 1 号)であ
		り,同号ただし書に該当する事
		情は見当たらないことから,同
		号に該当する。(以下「不開示
		理由1」という。)
文書 2	同上	同上
文書 3	同上	同上
文書 4	BRTに関する社会実験の検討	同上
	体制に記載されている一部の役	
	職名	
	打合せ記録簿に記載されている	同上
	一部の役職及び氏名	
文書 5	資料3(BRTに関する社会実	同上
	験の検討体制)に記載されてい	
	る一部の役職名	
	社会実験に係る申請書案に記載	記載されているメールアドレス
	されているメールアドレス	は,地方公共団体のメールアド
		レスであり、不特定多数の者か
		ら本来の業務目的以外のメール
_		

		が大量・無差別に送信され当該
		地方公共団体の事務の適正な遂
		行に支障を及ぼすおそれがある
		ことから,「国の機関,独立行政
		法人等, 地方公共団体又は地方独
		立行政法人が行う事務又は事業
		に関する情報であって、公にす
		ることにより(中略)当該事務
		又は事業の適正な遂行に支障を
		及ぼすおそれがあるもの」(法 5
		条6号柱書き)に該当する。(以
		下「不開示理由2」という。)
	打合せ記録簿に記載されている	不開示理由 1
	一部の役職及び氏名	
文書 6	依頼文に記載されているメール	不開示理由 2
文書 6	依頼文に記載されているメール アドレス	不開示理由 2
文書 6		
文書 6	アドレス	
文書 6	アドレス 資料 1 別添に記載されている-	
文書 6	アドレス 資料1別添に記載されている一 部の役職名及び氏名	不開示理由 1
文書 6	アドレス 資料 1 別添に記載されている一 部の役職名及び氏名 資料 3 に記載されているメール	不開示理由 1
文書 6	アドレス 資料 1 別添に記載されている一 部の役職名及び氏名 資料 3 に記載されているメール アドレス	不開示理由 1 不開示理由 2
文書 6	アドレス 資料 1 別添に記載されている一 部の役職名及び氏名 資料 3 に記載されているメール アドレス 資料 3 に記載されている一部の	不開示理由 1 不開示理由 2
	アドレス 資料1別添に記載されている一 部の役職名及び氏名 資料3に記載されているメール アドレス 資料3に記載されている一部の 役職名及び氏名	不開示理由 1 不開示理由 2 不開示理由 1
	アドレス 資料1別添に記載されている一部の役職名及び氏名 資料3に記載されているメールアドレス 資料3に記載されている一部の 役職名及び氏名 参考に記載されている委員の役	不開示理由 1 不開示理由 2 不開示理由 1